国立大学法人福島大学ネーミングライツ事業ガイドライン

目次

１．　ネーミングライツ事業の趣旨
２．　対象施設等
３．　ネーミングライツ料
４．　期間
５．　選考の手続き
６．　事業募集の方法
７．　応募資格
８．　愛称の付与の条件
９．　審査項目及び審査ポイント
10.　契約の締結・更新
11.　愛称の表示、使用等に伴う費用負担
12.　ネーミングライツ・パートナーの特典
13.　サイン等について
14.　契約の解除・ネーミングライツの取り消し
15.　リスクの分散
16.　ネーミングライツ事業実施の流れ

令和８年１月

１．ネーミングライツ事業の趣旨

国立大学法人福島大学（以下「本学」という。)は、施設等の整備・有効利用及び本学の教育研究環境の向上を図ることを目的として、令和４年１２月からネーミングライツ事業を導入しました。本事業の趣旨にご賛同いただける法人、法人以外の団体若しくは法人等により構成された団体又は個人（以下「事業者等」という。）をネーミングライツ・パートナーとして募集しています。

本ガイドラインは本学のネーミングライツ事業実施に向けた基本的な考え方や方向性を示したものです。

本学との契約により、事業者等には、本学の施設等に事業者等の愛称を設定するネーミングライツ（命名権）を付与します。事業者等は、学内外での認知度を高めることが期待でき、地域・社会貢献活動としてアピールすることができます。

また、本学は、ネーミングライツを付与された事業者等からネーミングライツ料を得ることができると共に、事業者等と連携する機会を拡大する契機とすることができるほか、施設等を整備し有効活用することで、教育研究環境の向上を図ることができます。

【ネーミングライツ・パートナーについて】
ネーミングライツ・パートナーは本学との契約により本学所有の施設（建物及び構築物）に企業名や商標名等を冠した愛称を設定できます。また、本学施設及び構内に愛称のサイン、案内看板等（以下「サイン等」という。）を設置できます。

【ネーミングライツの種類について】
ネーミングライツには、次の２種類があります。
・大学提案型：本学が選定した施設等について、ネーミングライツ・パートナーを募集
・事業者提案型：事業者等がネーミングライツ取得を希望する施設等を選んだ上で大学に提案

２．対象施設等

対象となる施設等は、本学が所有する施設、スペースその他の財産とします。ただし、寄附や募金によって設置された施設等（理工募金記念棟、食農学類研究棟、信陵公園等）、附属学校園、共通講義棟内の各教室パネル（室名サイン）※は除きます。

対象施設等は、当該施設等を管理する組織と協議の上、決定します。

※教室パネルは、「福島大学基金」へのご寄附に対する謝礼として設置することが可能です。詳細については、お問い合せください。

３．ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、類似する他の施設等の事例、利用状況、メディア等への露出状況及びその他の事情を総合的に勘案し、対象施設等ごとに決定するものとします。

また、契約金の初年度は契約日の翌月末までを準備期間とし、それ以降を月割で計算した金額を請求させていただきます。準備期間を超えてサイン等の設置が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料等の契約内容は変更しません。翌年度からは５月末日までに１年分を一括でお支払いいただきます。

４．期間

契約期間は、原則３年以上５年以下とし、ネーミングライツ・パートナーと協議のうえ、個別の契約ごとに定めます。３年未満、又は５年以上を希望する場合も申請可能です。

５．選考の手続き

本学に、福島大学ネーミングライツ選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置き、応募の趣旨、応募資格、愛称等案、ネーミングライツ料、契約期間等を総合的に考慮した上で審査を行い、選定委員会の審議を経て、ネーミングライツ・パートナーを学長が決定するものとします。

６．事業募集の方法

ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募によるものとします

（１）大学公募型

対象施設ごとに募集要項を定め、公式ウェブサイト等により広く募集します。

①対象施設の決定
②募集条件の設定
③選定委員会において公募実施の可否を審議
④公募開始
⑤選定委員会においてネーミングライツ・パートナー採用候補者を決定
⑥契約締結
⑦サイン等の設置
⑧愛称の使用開始

（２）事業者提案型

事業者等が、愛称を付けたい施設等を選び、愛称やネーミングライツ料とともに提案することができる方法です。

①事業者等からの提案
②選定委員会及び対象施設等を管理する組織において提案内容について検討
③選定委員会において公募実施の可否を審議
④公募開始
⑤選定委員会においてネーミングライツ・パートナー採用候補者を決定
⑥契約締結
⑦サイン等の設置
⑧愛称の使用開始

＜想定＞
●施設（建物、建築物、駐車場、食堂等）
●設備（エレベーター、ネットワーク、街灯フラッグ、のぼり旗等）
●コモンスペース（道路、広場）
●イベント（オープンキャンパス、大学祭、ホームカミングデー、フォーラム）

７．応募資格

ネーミングライツ・パートナーは本学とネーミングライツ実施契約を希望する事業者等です。ただし、国立大学法人福島大学広告掲載取扱規程第３条のいずれかに該当する者は、応募することができません。

８．愛称の付与の条件

①愛称は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
②大学の施設にふさわしい愛称とし、国立大学法人福島大学広告掲載取扱規程第４条に該当するものは使用できません。
③ 本学の規則等で定める施設等の名称の改正は行わないものとします。
④ 愛称は本学で審議の上、決定します。
⑤ 審査の過程で、愛称の変更を求める場合があります。
⑥ 混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。

９．審査項目及び審査ポイント

次の審査項目をもとに、本学が設置するネーミングライツ選定委員会において、応募資格、応募の趣旨、別称等、命名権料、契約期間、経営状況等を総合的に判断し選考します。また、応募者の多寡に関わらず、採用とならない場合もあります。

審査項目		要件、基準等
資格要件	資格	・応募資格を満たしているか ・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか ・経営基盤が安定しているか
選考基準	愛称（デザインを含む）	・学生、教職員に受け入れられる案となっているか ・愛称は施設等にふさわしいものとなっているかどうか
	応募の趣旨	・事業の趣旨にかなっているか
	ネーミングライツ料	・財政的な観点から高額であるほど、高評価とする。
	契約期間	・愛称として定着させる観点から期間が長いほど高評価とする。（更新含む）
判定	資格要件や選考基準を勘案し、総合的に判断する。	

※提出書類（別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。）

① 福島大学ネーミングライツ・パートナー申請書（別紙様式１（国立大学法人福島大学ネーミングライツ事業取扱要項第８条第２項関係））
② 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
④ 法人の登記事項証明書（発行３ヶ月以内のもの）
⑤ 直近３事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）
⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）
⑦ サイン等のデザイン及び配置がわかる書類

⑧ 申請時から過去5年間において、行政機関等から処分を受けたことがある場合は、その内容及び再発防止策を記載した書類

10. 契約の締結・更新

本学は、ネーミングライツ・パートナー採用候補者とネーミングライツ（命名権）の契約を締結します。また、契約締結後、決定した愛称、ネーミングライツ・パートナー名及び契約期間等を公表します。

なお、ネーミングライツ・パートナーは、当該施設等の契約更新に際して、優先的に交渉※をすることができます。ただし、更新後の新たな期間については5年を限度とし、契約期間が通算で 10 年を超える場合は、改めて公募手続きを行います。

（※優先的に交渉＝審査の際、加点対象）

11. 愛称の表示、使用等に伴う費用負担

① サイン等の設置、変更及び維持管理にかかる経費（通信費や光熱水料等を含む）、ネーミングライツの付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）

② 愛称の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。

③ 契約締結後に作成する本学広報誌等、公式ウェブサイトへの掲載の費用は、本学が負担します。

④ 屋外広告物を設置する場合は、福島市の「福島市屋外広告物条例」等関係規程へ対応するため、設置物によっては、ネーミングライツ・パートナーが福島市への設置申請を行う必要があり、費用を負担していただく場合があります。詳しくは、次の例や福島市のホームページ「屋外広告物について」をご覧ください。

福島大学国際交流会館（福島市舟場町4-30）の例

国際交流会館が所在する地域は、屋外広告物許可基準において「第一種普通規制地域」に分類されますので、壁面利用広告板および建植広告板を設置する場合下記の要件を満たす必要があります。

【壁面利用広告板の場合】

・一の壁面における表示面積の合計が 50 ㎡以下(電光表示装置の場合は 25 ㎡以下)
・一の壁面面積の二分の一以下
・広告板の外郭線が設置する壁面からはみ出さないこと
・表示面積の二分の一を超えて彩度 12 を超える色彩を使用しないこと

【建植広告板の場合】※地面に柱を立てて固定した看板などを指します。

・高さが 13m以下
・一面の表示面積が 30 ㎡以下
・道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板および建植広告塔相互間の距離が 3m以上であること
・一面の表示面積の二分の一を超えて彩度 12 を超える色彩を使用しないこと

※第一種普通規制地域において電光表示広告物を設置する場合は自己用広告物に限られることから、他事業者の電光表示広告物は設置できません。その他の種類の広告物における要件や手数料について確認いただく場合は「屋外広告物の手引き」を市ホームページに掲載していますので参考にご覧ください。

12. ネーミングライツ・パートナーの特典

ネーミングライツ・パートナーには、次の特典があります。(詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。)なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

① ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等にサイン等を設置できます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設の構造等により設置できない場合や一定の制限がされる場合がありますので、サイン等の内容（デザインや大きさ等）等、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。

② 取扱商品のデモンストレーションとしての設置が可能です。ただし、設置を希望する場合は設置スペースについて本学と協議し、本学が認めた場合に限ります。

③ 本学の公式ウェブサイト等において、命名権者を紹介します。ただし、パンフレット等の印刷物は、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。

④ ネーミングライツ・パートナーは、本学のネーミングライツ・パートナーであることをＰＲすることができます。

⑤ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

13. サイン等について

ネーミングライツによるサイン等の設置については、申請の際、設置のデザインを提案いただき、選定委員会において、対象施設等の特性や学生及び教職員に受け入れられるかどうか、また、対象施設等にふさわしいものとなっているか等の観点から設置について判断することになります。

14. 契約の解除・ネーミングライツの取り消し

本学は、以下に該当するとき、ネーミングライツの付与を取り消し、契約を解除できることとします。

この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とし、既納のネーミングライツ料は返還しません。

① 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

② 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。

③ 契約に定める条項に違反したとき。

④ 事業者等が、法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

⑤ 事業者等の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

⑥ 事業者等の都合等により、契約に定める義務の履行が困難となったとき。

⑦ その他本学がネーミングライツの付与を取り消すことが必要と認めるとき。

15. リスクの分散

ネーミングライツ・パートナーは、新たに設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等に付けた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

16. ネーミングライツ事業実施の流れ

ネーミングライツ事業実施フロー図

